

## 船舶事故調査報告書

平成30年3月28日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成29年5月12日 00時36分ごろ～01時35分ごろの間）
発生場所	不明（三重県鈴鹿市若松漁港沖）
事故の概要	漁船 <sup>あきら</sup> 昭丸は、船長が落水して死亡した。
事故調査の経過	平成29年5月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 昭丸、1.09トン ME3-61876（漁船登録番号）、個人所有 5.45m（Lr）×1.45m×0.63m、FRP ガソリン機関、30kW（動力漁船登録票による）、昭和51年5月15日
乗組員等に関する情報	船長 男性 64歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成4年11月24日 免許証交付日 平成29年4月10日 （平成34年11月23日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、水温 約17℃ 日没時刻：5月11日18時47分ごろ 日出時刻：5月11日19時00分ごろ、月齢 14.6
事故の経過	本船は、船長が、さわら釣りをを行う目的で、平成29年5月11日15時00分ごろ船長の家族に見送られて自宅を乗用車で出た後、約5分かかる若松漁港に到着し、同漁港を出港した。 僚船の船長は、さわら釣りを終えて帰港中、18時00分ごろ航行している本船を遠方から目撃したが、人の姿までは判別できなかった。

	<p>船長の家族は、ふだん日没前には帰宅する船長が帰宅しないので、係留場所を確認したものの本船が戻っておらず、20時00分ごろから断続的に船長に電話をかけたが、話し中だったり、呼出し音が切れたりして通話できなかった。</p> <p>船長の家族は、僚船の船長や友人に連絡して出港場所に集ってもらい、船長の動静について相談し、22時03分ごろ118番通報して船長の搜索を依頼した。</p> <p>船長の家族は、12日00時17分ごろ船長から着信があり、船長が二言発した後電話が切れ、その後電話を掛けてもつながらなかった。</p> <p>本船は、01時35分ごろ搜索中の海上保安庁のヘリコプターに若松漁港の南東方沖を無人で漂流していたところを、また、船長は、その後、本船の北方100m付近を救命胴衣を着用して漂流していたところをそれぞれ発見された。</p> <p>船長は、巡視艇に揚収されて三重県四日市港に運ばれた後、搬送された病院で死亡が確認され、溺死と検案された。</p> <p>本船は、巡視船により四日市港にえい航された。 (付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、ふだん、船長が1人で乗り組んでいた。</p> <p>船長の携帯電話には、12日00時36分に家族あてに最後に発信した履歴が残っていた。</p> <p>船長は、カッターシャツにパーカー、綿パン及び膨張式救命胴衣を着用し、首に防水型の携帯電話をかけて自宅を出ており、持病など健康上の問題はなかった。</p> <p>船長は、泳ぎが得意であり、よく素潜りをやっていた。</p> <p>本船は、発見時、船外機のクラッチが前進の位置にあり、プロペラに釣り糸が絡まって船外機が停止していたが、他船と衝突したような痕跡はなかった。</p> <p>僚船の船長によれば、さわら釣りは、釣り糸にビシ（おもり）を付けた道具を海中に投下し、約12～13km/hの速力で一直線に引くものであり、引き縄中に船尾が振れたりすると釣り糸がプロペラに絡むことがあった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>なし</p> <p>船長は、溺死した。</p> <p>本船は、若松漁港を出港し、12日00時36分ごろ船長が家族に架電した後、01時35分ごろ無人の状態で見つめられたことから、この間において、船長が溺死したものと考えられるが、溺死に至った状</p>

	<p>況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、本船のプロペラに釣り糸が絡まっていたことから、釣り場で引き縄を開始した後、落水したものと考えられるが、目撃者がおらず、船長が本事故で死亡しているため、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、若松漁港を出港し、船長が、釣り場で引き縄を開始した後、落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 落水した際は、直ちに118番通報などを行って救助を求め、体力を消耗しないよう浮いて救助を待つこと。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

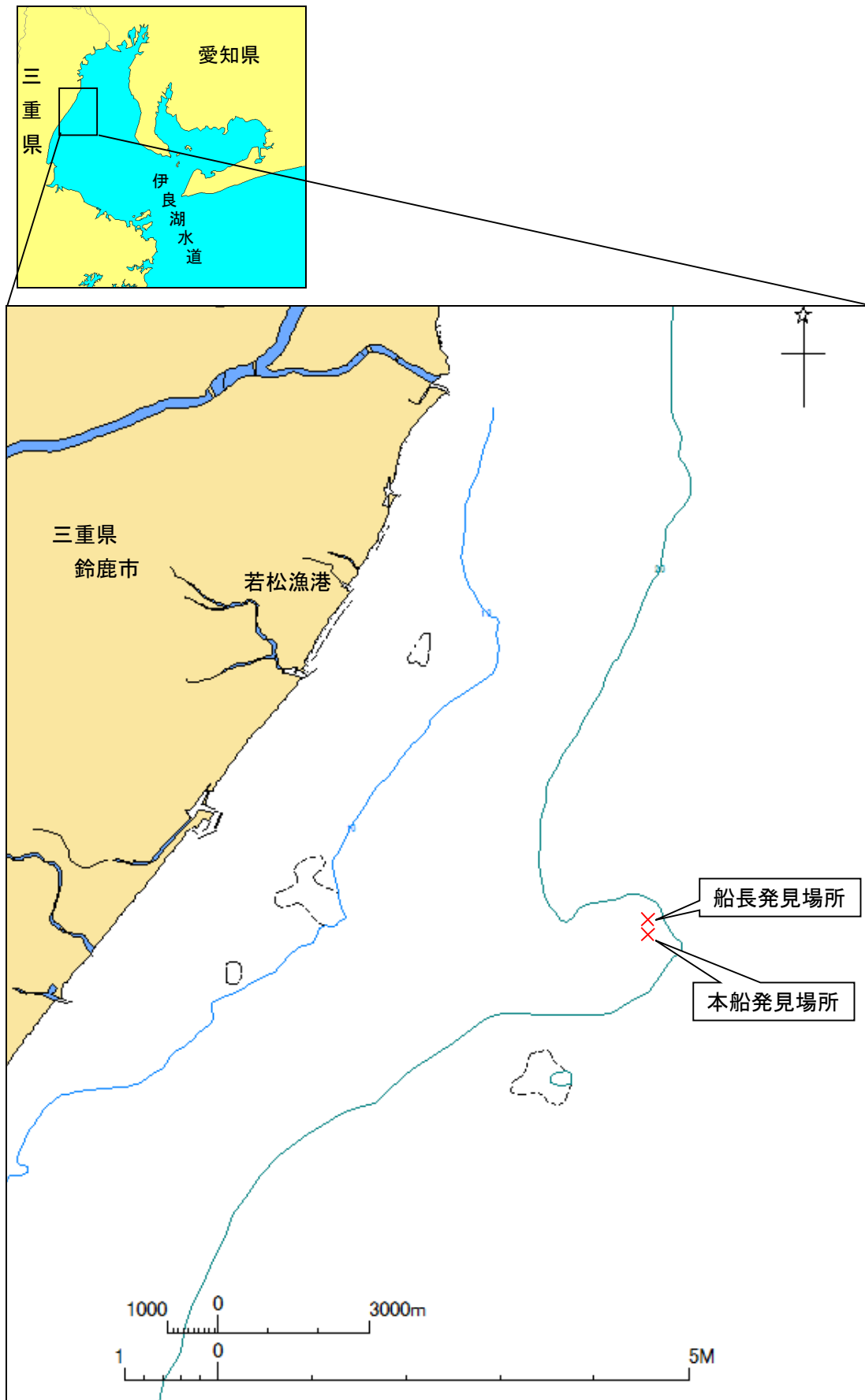


写真1 本船

